

4. 持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち【暮らし・基盤】進捗状況集計

達成状況評価基準	令和4年度評価		事業総合評価	
	取組数	割合	取組数	割合
A【100%又は100%以上】…事業が完了 又は 目標以上成果があった	0	0.0%	0	0.0%
B【70%～A未満】…検討課題がほぼなく 又は あるものの事業を実施中	29	96.7%	26	86.7%
C【50%～B未満】…事業の実施準備が完了 又は完了し事業に着手	1	3.3%	4	13.3%
D【20%～C未満】…課題等への対応中 又は 事業の実施準備がほぼ完了	0	0.0%	0	0.0%
E【0%～D未満】…未着手 又は 着手に向けて検討中	0	0.0%	0	0.0%

令和5年度事業の方向性						
評価		取組数	割合	評価		割合
A		3	10.0%	C	1	0.0%
					2	0.0%
B	1	25	83.3%	D	1	0.0%
	2	1	3.3%		2	0.0%
	3	0	0.0%		3	3.3%

※事業の方向性に関する説明は、【資料1】の1ページ目をご覧ください。

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (優先・重点)	令和4年度事業内容・実績(見込)	令和4年度 評価	令和5年度における事業内容	令和5年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
4 持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち【暮らし・基盤】								
1 土地利用								
1 総合的な土地利用の推進								
	1 都市計画(線引き等)の見直し		町都市計画マスタープランに基づき、地域特性と潜在力を発揮させるよう令和2年3月に立地適正化計画を策定しましたが、法改正により現計画に防災指針を盛り込む事が義務付けとなったため、本年度に計画の改定を行っています。	B	今後の新松田駅周辺のまちづくりを考慮しながら、県の第8回線引き見直しに合わせた用途等の見直しを行う。	B1	B	まちづくり課
	2 松田町特定地域土地利用計画の見直し		「公有地の拡大の推進に関する法律」「国土利用計画法」に係る相談をはじめ、都市計画区域外における「神奈川県土地利用調整条例」に係る事前相談窓口を設けるとともに、地域課題等に対応するため、県土地利用調整条例による規制面積要件の緩和について県に働きかけを行いました。(令和4年3月末現在=届出件数1件) また、神奈川県及び経過措置解消市村(相模原市、清川村)に経過措置解消のプロセスや課題等の情報収集を行いました。	B	「公有地の拡大の推進に関する法律」「国土利用計画法」に係る相談をはじめ、都市計画区域外における「神奈川県土地利用調整条例」に係る事前相談に対応していきます。また、県土地利用調整条例による規制面積要件の緩和について、経過措置の解消を予定しており、届出件数の増加が見込まれるため、関係課と連携しながら、事前相談に対応します。	B2	B	政策推進課
2 新時代に向けた積極的な土地利用の推進								
	1 良好な住宅地の整備・促進		道路後退用地整備に伴う登記委託業務・整備工事、宅地開発に伴う許認可業務、道路改良に伴う工事・委託業務を行いました。また、民間住宅の建替えに伴う道路幅員に関して積極的に地権者交渉を実施しています。 ・道路後退用地の整備 1箇所(町道19号線)	B	施策を推進するための道路整備及び宅地開発事業の指導を行います。	B1	B	まちづくり課
	2 自然環境に配慮した開発事業の誘導		まちづくり条例に基づき、自然環境に配慮した開発指導(雨水排水の宅内浸透など)を誘導しています。	B	施策を継続的に推進するよう宅地開発事業の指導を行います。	B1	B	まちづくり課
	3 町有地等の利活用の促進		令和2年度に売払いを行った区画の内、2区画について、土地の活用形態等の調整・協議を行いました。また、令和3年度より旧寄中学校の貸付を開始し、情報共有等を目的に利活用事業者と月1回の定例会議を開催しています。さらに、旧寄中では、令和4年～5年にかけて改修工事を行う予定であることから、必要な協議等を行っています。	B	引き続き、売払いを行った土地については、事業者との利活用に向けた調整・協議を行っていきます。 また、旧寄中学校の利活用については、活用事業者と月例の会議を開催し、利活用に関する調整・協議を行っていくとともに、改修工事の進捗状況の確認も行っていきます。また、土地利用の推進可能な町有財産をリスト化し、一般競争入札等により売却等を行い、民間活力を活用した土地利用を推進します。	B1	B	定住少子化担当室

## 【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (優先・重点)	令和4年度事業内容・実績（見込）	令和4年度 評価	令和5年度における事業内容	令和5年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
	<b>3 国土（地籍）調査の推進</b>							
	1 国土（地籍）調査の推進		中丸・河内地区 8.0ha 測量 ⇒新型コロナウイルス感染防止として、立会い時の 密を避けるため、期間を長く設定し立会いを行いました。 中丸地区 8.0ha 閲覧(R3年度分) ⇒郵送による対応に切り替え。	B	河内地区 8.0ha 測量 中丸・河内地区 8.0ha 閲覧(R4年度分)	B1	B	まちづくり課
	<b>2 新松田駅・松田駅周辺の整備</b>							
	<b>1 新松田駅南口駅前広場等整備事業の促進</b>							
	1 新松田駅南口駅前広場等整備	優先	地権者との用地交渉を一部実施。 事業認定等の手続きに関する調整を行いました。	B	地権者交渉を進めます。	B1	C	まちづくり課
	<b>2 新松田駅北口周辺整備の促進</b>							
	1 新松田駅北口周辺整備	優先	新松田駅周辺整備基本構想基本計画(H31.3月策定)に基づき、再開発準備組合 の設立(R4年度)に向けた地権者検討会の設立、デベロッパーへのヒアリング、 駅前広場の基本計画作成などを実施しています。	B	再開発本組合の設立へ向け、警察との交通協議、都市計画決定の手続きを進めます。	A	B	まちづくり課
	<b>3 骨格的道路網（国道・県道・幹線町道）と生活道路</b>							
	<b>1 道路網の整備</b>							
	1 関係機関に対する積極的な要望活動の実施		事業を推進するため、神奈川県に対し、町村会を通じた「県の施策・予算に関 する要望」のほか、県議会議員を通じた「政党予算要望」などにより広く要望 活動を実施しました。 ・ 県道711号御殿場線高架下の道路拡幅 ・ 災害時の孤立対策 県道710号、県営土佐原林道整備	B	前年度同様、関係機関を通じて要望活動を行うことで整備を推進していきます。	B1	B	まちづくり課
	<b>2 町道・生活道路の整備促進、橋梁の計画的な維持管理</b>							
	1 町道等の効率的・効果的な整備		町道等の道路維持、道路改良を行うための地権者等との交渉業務から設計、工 事発注、現場管理のほか道路拡幅に伴う補償・登記業務などを行います。 ・ 町道10-1号線道路改良工事 ・ 町道19号線道路改良工事	B	安全性、利便性を考慮した中で緊急度合いを調整しながら計画的に整備を行います。	B1	B	まちづくり課
	2 橋梁の効率的・効果的な維持管理		令和4年度については、17橋の橋梁点検を実施し、十文字橋の補修工事を開成 町発注で実施予定です。	B	橋梁長寿命化修繕計画に伴い、6橋の点検委託及び十文字橋の補修工事を行います。	B1	B	まちづくり課
	<b>3 歩道整備及びポケットパーク等の整備による歩行空間の確保</b>							
	1 生活環境を向上させる歩行空間の確保	優先	・ 町道10-1号線道路改良工事 ・ 町道19号線道路改良工事 道路改良工事に関する業務。用地交渉をし道路拡幅を実施し、歩行者及び車両 通行の利便性の向上を図ります。	B	歩行空間の確保について、安全性、利便性を考慮しながら計画的に整備を行います。 ・（町道10-1号線ほか）	B1	B	まちづくり課

## 【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (優先・重点)	令和4年度事業内容・実績（見込）	令和4年度 評価	令和5年度における事業内容	令和5年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
4 公共交通								
1 鉄道運行体制の充実								
1	鉄道事業者への要望の継続		沿線自治体等と連携し、公共交通機関に対し利便性向上を目的とした要望内容をまとめました。また、鉄道利用者を増やすための広域での啓発物等の作成について沿線自治体との意見調整に取り組みました。 御殿場線沿線の魅力を発信するため、インスタグラムを活用したフォトコンテストを開催しています。（8/11～12/4）	B	御殿場線沿線の市町等を構成員とする「御殿場線活用推進協議会」や、県や市内の市町村長等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」において、「JR東海やJR東日本、国土交通省に対し、要望活動を行っていきます。	B1	B	政策推進課
2	駅前からの交通案内等の充実	重点	駅前からの多言語案内看板や新松田駅前の休憩所「つむGO」に設置したデジタルサイネージを活用し、観光客等へのエリア情報を発信しました。	B	観光振興の観点をもちながら、鉄道利用が増えるような施策を展開していきます。新松田駅前の「つむGO」を案内・休憩機能の拠点施設として運営していきます。	D3	B	政策推進課
2 バス交通等の充実								
1	路線バスの運行維持対策の推進	重点	バス路線の確保・維持及び利便性向上のため、バス交通主要3施策（乗合バス運行事業・通学バス定期券及び高齢者バス定期券助成事業）を推進しています。 コロナ禍における原油価格高騰などにより、事業継続に影響が生じている乗合バス事業者へ支援金を給付しました。	B	地域の大切な移動の足である公共交通サービスを維持、存続させるため、コロナ禍による経営状況の悪化等により更なる減便等が生じないよう、事業者に対する支援や調整を続けていきます。 また、現在検討している「新たな交通施策」と既存交通サービスとの連携についても模索していきます。	B1	B	政策推進課
2	効果的な交通施策の推進と新たな交通施策の推進	重点	バス路線の確保・維持及び利便性向上のため、バス交通主要3施策（乗合バス運行事業・通学バス定期券及び高齢者バス定期券助成事業）を推進しています。 コロナ禍における原油価格高騰などにより、事業継続に影響が生じている乗合バス事業者へ支援金を給付しました。 「地域公共交通計画」を令和5年度に策定するための協議やアンケート調査などを行っています。	B	交通事業者との連携のもと、バス交通主要3施策を推進するとともに、コロナ禍により減少傾向にある同施策の利用者を増やすための広報活動を定期的に行います。 「地域公共交通計画」を策定するとともに、新たな交通施策に係る実証実験を行います。	A	B	政策推進課
5 住宅対策								
1 住宅の整備								
1	老朽化した町営住宅の解体		空き家となった老朽化した町営住宅（沢尻住宅）を2棟解体します。	B	退去済の町営住宅（沢尻住宅）については、迅速な解体（2件予定）を実施します。	B1	B	総務課
2	民間等による町営住宅供給の調査・研究		空室となった住宅については、民間事業者と連携をし、民間の知識や経験を活用し、迅速な入居者確保に努めました。 籠場住宅21室中、満室 河内住宅16室中、1室空室 町屋住宅28室中、3室空室 ※令和4年9月30日現在	B	住宅が空室となった場合には民間事業者と連携し、民間の知識や経験を活用し、ホームページへの掲載や入居募集表示を掲げるなど迅速な入居者確保に努めます。 老朽化した町営住宅について、空家バンク等への誘導について検討します。 沢尻住宅：4世帯、仲町屋住宅3世帯、中河原住宅11世帯	B1	B	総務課
3	住宅取得促進事業の推進及び新制度の研究・実行・周知		住宅取得促進事業の推進・周知(窓口案内及び町広報誌への掲載)を行いました。 また、本事業の補助者を対象に、アンケートを実施し、結果を取りまとめています。	B	引き続き、必要な事業費を予算化し、住宅取得促進事業の推進・周知を行っていきます。 また、本年度より国から補助の際の居住要件が10年とされたことから、本件についても周知を図って行きます。 更には、住宅取得促進事業の補助者を対象に行っているアンケートの結果等を踏まえ、新制度についても研究していきます。	B1	B	定住少子化担当室
4	民間住宅の建設促進、良好な住宅地開発の誘導	重点	宅地開発の申請に基づき、庁内会議(まちづくり調整委員会)を開催し、情報の共有化を図りつつ、町としての適切な指導方針を見出しています。	B	従来どおり庁内会議を開催し、宅地開発の指導方針を立てます。	B1	B	まちづくり課

## 【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (優先・重点)	令和4年度事業内容・実績（見込）	令和4年度 評価	令和5年度における事業内容	令和5年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
	5 空家空地の利活用	重点	<p>昨年度に引き続き「松田町空家・空地バンク」の運用を行います。</p> <p>また、掲載物件数を増加させるため、不動産会社へ掲載についての働きかけを行うとともに広報まつだを通じ、掲載物件の募集を行います。</p> <p>さらに、空家に関する普及啓発のチラシの配布や、空家実態調査の実施結果を基に、各種情報と同定の上、空家の特定を行います。</p>	B	引き続き、「松田町空家・空地バンク」の運用を行います。掲載物件の確保のため、町広報や不動産会社へ依頼による当該物件の情報収集に努めます。また、空き家所有者に向け、て「空家・空地バンク」への掲載を働きかけます。更には、空家対策の一環として、納税通知書に啓発チラシを同封し、所有者等への周知活動も行います。	A	B	定住少子化担当室
	6 空家等取り壊し		<p>定住少子化担当室及び環境上下水道課との連携により、建物の所有者を調査し、住宅等の維持管理について依頼します。</p> <p>令和4年度の実績：0件</p>	B	空き家の所有者等の調査を行い、住宅等の維持管理について関係課と事業を実施します。	B1	C	安全防災担当室
6 ごみ処理対策								
1 ごみ収集・処理対策								
	1 ごみの分別収集の推進		<p>令和4年3月1日付で、令和4年度分の分別表及び収集カレンダーを全戸配布しました。</p> <p>令和4年度は、ごみの減量や分別を促進するため、コンポスト容器及びペットボトル圧縮機の配布を行っています。また、令和5年3月1日に令和5年度分の分別表及び収集カレンダーを全戸配布します。</p>	B	<p>広報及びホームページ等を活用し、ごみの分別及び減量化、再資源化についての啓発を図ります。</p> <p>令和6年3月1日付けで、令和6年度分の分別表及び収集カレンダーを全戸配布します。</p>	B1	B	環境上下水道課
	2 リサイクル活動団体への助成		<p>リサイクル活動の登録団体により、資源ごみの回収を実施しています。資源ごみの回収を実施した登録団体を対象にリサイクル活動団体等奨励金を交付し、活動を促進しており、令和4年度は、5団体に対し計33,680円の奨励金を交付しています。</p>	B	<p>奨励金の交付については現行制度を継続し、登録団体の活動を促進するとともに、広報等により制度の周知及び登録団体の増加を図ります。</p>	B1	B	環境上下水道課
7 水道事業								
1 施設整備と維持管理の充実								
	1 給水管の布設替えと施設の更新・整備		<p>河内地内配水管布設工事は、令和3年度に前倒して完了しております。宮下水源水害対策（建屋防水）工事は令和5年3月中旬に完了予定です。宮下水源水害対策工事の一環である自家発電施設設計委託についても、令和5年3月17日までに委託完了する予定です。</p>	B	令和4年度に実施した、宮下水源水害対策工事自家発電施設設計委託に基づく建築・電気工事や、受水槽・取水ポンプ室の浸水対策工事などを、令和5年度から6年度まで継続事業として実施します。	B1	C	環境上下水道課
	2 水質管理計画に基づく水質管理		<p>毎日・毎月の項目別水質検査の実施しています。</p>	B	いつでも安心して飲むことができる水質を維持できるよう、水質管理計画に基づき継続的な検査を実施しています。	B1	B	環境上下水道課
2 経営の健全化								
	1 水道使用料適正化の検討		<p>水道事業運営審議会（委員9名）を開催し、経営の健全化について審議しています。</p> <p>第1回 5/24開催 第2回 7/25開催 第3回 10/17開催 第4回 12/16予定 第5回 R5/2/17予定</p>	B	令和4年度の水道事業運営審議会にて得られた結果を踏まえ、今後の水道事業運営を実施していきます。	B1	C	環境上下水道課
	2 経営の健全化		<p>経費削減などの経営の合理化に取り組みました。</p>	B	上水道事業会計は、宮下水源水害対策工事など施設更新工事の検討、寄簡易水道事業会計は公営企業会計への移行を進めます。	B1	B	環境上下水道課

## 【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (優先・重点)	令和4年度事業内容・実績（見込）	令和4年度 評価	令和5年度における事業内容	令和5年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
	8 下水道・生活排水施設整備							
	1 公共下水道事業の推進							
	1 下水道事業の推進と経営基盤の強化		公営企業会計移行の準備として、固定資産の調査・評価、会計システムの構築・会計移行支援を行っています。	B	令和5年9月までに公営企業会計への移行を完了させ、令和6年度予算は法適化を反映した形で、新システムにて作成します。 下水道管渠の長寿命化対策実施前に、事前に管渠の清掃等を行い維持保全と疲弊度合いの確認を行うなど、耐用年数の経過を待たず対応します。	B1	B	環境上下水道課
	2 生活排水処理の推進							
	1 合併処理浄化槽整備の推進		合併処理浄化槽の整備費及び維持管理費の補助を行っています。令和4年度は、9月末現在で整備費については1件、維持管理費については11件に対し、補助金を交付しています。	C	設置費補助金及び維持管理費助成金制度を引き続き運用すると共に、広報及びホームページによる啓発、対象者への個別勧奨により、合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。	B1	B	環境上下水道課